

## じっきょう

地歴・公民科  
資料  
No. 89

もくじ	百姓一揆から日本の近世を考える	／若尾 政希……1
巻頭		
トピックス	日本の「移民問題」とは何か	／高谷 幸……7
シリーズ公共①	生徒の深い学びを実現する「公共」の授業づくり	／川瀬 雅之……12
新刊のご案内	2021 入試ベストセレクション 大学入学共通テスト 地理B重要問題集……16	
図書紹介	……	20

## 巻頭

## 百姓一揆から日本の近世を考える

一橋大学大学院社会学研究科 教授

若尾 政希

## はじめに

2018年11月に、私は、岩波新書『百姓一揆』を刊行した。新書という多くの方々が手に取って下さる器用に、どのような内容を盛り込めるのか、手探りしながら書いた。この本のなかには、しばしば、著者である「私」が出てくる。研究を始めてから35年、時代の移り変わりのなかで、私は、悩み葛藤しながら研究の課題を見つけて取り組んできた。また、歴史研究の醍醐味は、謎解きの楽しさにあるが、実のところ、謎が解決して一件落着となるのはわずかで、証拠が足らず行き詰まり「迷宮入り」で放置せざるを得ないことの方がはるかに多い。簡単に解けないからこそ、さらに奮起して謎解きに挑むわけである。そうした一人

の歴史研究者の、たどたどしい足跡をも書き込んでおきたいと思ったのである。

『百姓一揆』を手にとっていただければ分かるが、これは百姓一揆を主題としながらも、百姓一揆だけを述べたものではない。百姓一揆を語るには、日本の近世（江戸時代）という時代の全体を見ていく必要があると考えたため、百姓一揆についての分野史にとどまらない、近世という時代の全体を描いた総合史となったのである。

ところで、この新書がきっかけとなり、NHK・BSの「英雄たちの選択・大原騒動」の番組制作りに協力をするようになった（2019年2月28日放映）。

「大原騒動」とは、明和8年（1771）から寛政元年（1789）までの19年間に亘って、幕府領で

ある飛騨国高山陣屋で起きた百姓一揆である。明和騒動、安永騒動、天明騒動の3つの一揆からなり、この地を支配していた代官（のちに郡代に昇進）の名字をとって大原騒動と呼ばれる。いまでも当地を歩くと、大原騒動の犠牲者（74名とも言われる）を祀った顕彰碑に出会う（注1）。観光パンフレットにも大原騒動への言及があるほどに今日でも著名である。

制作スタッフの相談に乗り、大原騒動について考える機会を得た。最新の研究成果を踏まえてわかりやすく百姓一揆について解説したいと思い、台本を準備して収録に臨んだが、実際にはかなりの部分がカットされてしまった。「大原騒動」を見ながら、本稿を併せ読んでいただければ幸いである。

## 1. 百姓一揆像の変化

百姓一揆のイメージは、変わってきている。百姓一揆は、領主側と百姓との間で起きるのであるが、この支配する者と支配される者との関係について、従来は、領主による百姓の一方的な抑圧と考えられてきた。したがって、百姓一揆は、領主の存在を否定した革命的な行動だと位置づけられてきた。

しかし、現在の研究では、領主層と百姓との間に一種の契約的な関係があったと考えるようになってきている。つまり、領主は百姓が生存できるように「御恵み」を施し、それに応えて、百姓は年貢を負担するのだというように。災害が起きたりして、百姓の生存が危ぶまれるようなときには、領主は百姓を救うべきだし、百姓側にも、領主は自分たちを救ってくれるはずだという権利意識が生まれてくる。自分らの生存を保障してくれるから年貢を負担するのであって、政治が悪ければ年貢は出さないというのは、百姓のふつうの意識なのである。

## 2. 日本近世は訴訟社会

よって、百姓は、家が維持できないような困ったことが起きたときには、領主に働きかける。大

名領の百姓であれば、まずは領内の奉行所に訴える。日本の近世は、実は訴訟が頻繁に行われた訴訟社会であったのである。それをよく示している資料が残されている。

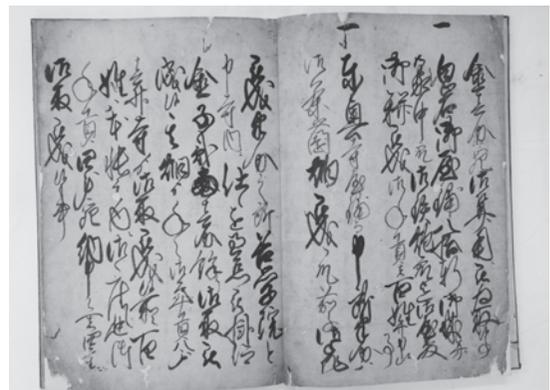
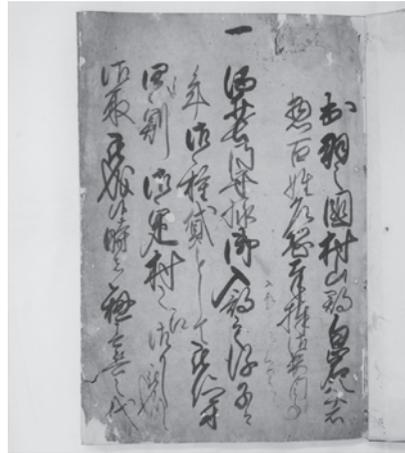


図1、2『白岩目安』（一橋大学若尾政政研究室蔵）

これは、出羽国村山郡白岩村（いまの山形県寒河江）の百姓が、領主である幕府旗本の酒井氏の悪政を幕府に訴えた寛永10年（1633）の訴状である。「恐れながら御目安を捧げ奉り候」と冒頭で述べ、その後、領主の悪行を23条にわたって書き上げる。

この一揆は、近世のはじめ、1630年代に起きたもので、武士と百姓が戦闘行為に及んだと伝えられていて、いまだ中世的な性格、すなわち人々が神仏にかけて一致団結して領主に抵抗する、中世の一揆の性格も残しているように見える。だが、同時に、幕府に訴状を提出しており、この点では近世的である。結果、訴状は取り上げられ、領主

は改易されるも、百姓側も36名の処刑者を出したと伝えられている。

ここで重要なのはこの訴状が『白岩目安』と呼ばれ、現在の秋田県から福島県に至る地域で書き写されて広まり、50本以上の写本の現存が確認されていることである。八鍬友広氏の研究に詳しいが、これが寺子屋で手習いや読み本の教材として使われていた(注2)。字が大きいのは、そのためである。

また、現在でも、書店にいくと、手紙の書き方、メールの書き方というような本があるが、同じように訴状の書き方、その雛形(ひながた、テンプレート)を集めたマニュアル本が流布していたことを、八鍬氏が明らかにしている。

さらに、村々から、訴訟・裁判のために江戸や各地の城下町などに出てきた者を宿泊させて、訴状の作成や訴訟手続きの代行などを行った公事宿(江戸・京・大坂)、郷宿(各地)が成立し、こうした訴訟のノウハウを蓄積した者たちを頼って訴訟が行われた。

「中世では一揆は禁止されておらず、民の自由・自治が認められていた。それに対し、近世では一揆は禁止された」。このように述べると歴史が逆行したように見える。しかし、生存という観点から、どちらが生きやすいかといえば、近世社会である。中世では暴力が横行し生存のために、一致団結して闘わねばならなかった。こうした過酷な中世社会とは異なり、近世では、戦乱のない平和な社会のなかで、権力の庇護下で「最低限の生存」を保障された。それが、領主側にも百姓側にも共有された近世の通念・常識になったのが近世という時代なのである。だからこそ、百姓は、生存をおびやかされる状況が起きたときに訴訟を行った。近世の百姓一揆は、領主による支配を前提としたものであって、決して支配体制を否定するものではない。百姓の訴訟を領主が受け入れれば、そこで終わる。だが、なんらかの理由で関係がこじれたときに百姓一揆になる。領主、あるいは百姓の微妙な対応の違いによって、何人もの処刑者を出す事件にもなるし、比較的穏便に処理さ

れて事件にならなかつたりするのである。

### 3. 百姓一揆物語とは何か

ここで、もうひとつ指摘しておきたいことがある。先ほど見た「明和騒動」の映像VTRにおいて、個々の百姓が何をし、代官がどう対応したか詳細に描いていたが、どうしてそのようなことがわかるのか。

実は大原騒動の顛末を記した記録が作成されている。一つは『夢物語』。もう一つは代官所に入入りしていた医者に加納東臯が書いたとされる『飛驒夏虫記』である。後者の『飛驒夏虫記』は、最初の二つの騒動までの記録であり、『夢物語』は、この『夏虫記』を利用しつつ、最後の天明騒動が終わった段階で書き上げたもので、後に出てくる大沼村の忠次郎が書き写したものが残っているところから忠次郎の作かと推定されている。これが書き写され、岐阜県飛驒地方にかなり多くの写本が伝わっている。この記録を読むと、あきらかに物語性・フィクション性をかなり含んでいる。

大原騒動だけでなく、日本各地で百姓一揆をもとにした、百姓一揆物語とでもいうべき、膨大な記録作品が作られた。内容としては、領主は百姓を恵みたいと思っていたのだが、悪代官が百姓を苦しめてしまった、だが最後は、悪代官が排除され、領主の御恵みが百姓に届き、めでたしめでたしで終わる。『夢物語』も、まさにそうした内容の百姓一揆物語なのである。百姓一揆物語は、出版されなかったが、書写されたり、声を出して読まれたりして、人々に伝えられていった。近世という時代を生きた人びとにとって、訴訟と訴訟の延長線上にある百姓一揆は、かくも身近なものであったといえるのである。

### 4. 明和・安永という時代

明和騒動の前年の明和7年(1770)、日本全国津々浦々に「百姓一揆禁止令」とでもいうべき高札が掲げられた(『御触書天明集成』, 3019号)。

ここには「百姓一揆」という語は出てこない。実は、幕府は、法令レベルでは百姓一揆という用



図3 明和7年高札（一橋大学附属図書館所蔵岡田家文書）

語を使っていない。代わりに使ったのが、「徒党」・「強訴<sup>ちやうそん</sup>」・「逃散」である。幕府は、これ以前にも、寛延3年（1750）に、百姓が代官陣屋や大名の城下に訴訟のために押し寄せることが近頃ではしばしばあるが、今後は徒党・強訴・逃散は禁止し、頭取<sup>とうとり</sup>（指導者）は処罰する旨の触れを出している。

訴訟自体は、先にも述べたように合法的である。だが、徒党となると非合法である。しかし、その境界が不明瞭で、どこからが徒党なのかをはっきりと示しておく必要があると考えたのであろう。密告を奨励したこの明和7年高札のなかで、徒党・強訴・逃散を定義しているのである。

徒党とは、百姓が大勢で申し合わせる行為をいう。その際に「一味神水<sup>いちみじんすい</sup>」の儀式を行うことが多かった。これは神仏に懸けて連判状を取り交わし、それを焼き、神前の水にまぜてまわし飲みをする行為で、中世で一揆を形成するときに行われた儀式である。近世でも徒党に際し百姓がこの儀式を行ったことから、徒党が中世以来の一揆につながる行為として意識されていたことは確かである。大原騒動の際に、百姓が寺や神社に集まっているのもこのためである。なお、徒党に対する禁令は近世のはじめ、17世紀半ばには出されている。

強訴とは、徒党した上で強いて願い事を企てることをいう。大挙して城下・陣屋等に押しかけて訴願する行為で、村単位で組織だって行動し、領主の政策に荷担した者や民を苦しめる大庄屋や豪農らの屋敷に対する打ちこわしが行われることがしばしばあった。ただし、武器は使用されず、鉄

や鎌などの農具、大槌や斧等の大工道具、棒などを携行した。農村には、獣を追う名目で多くの鉄砲があったが、百姓が一揆に際して鉄砲を持ち出すことはなかった。蓑・笠を身につけ、農具等を持って、みずからが百姓であることを強調して、強訴を行ったのである。

逃散とは、申し合わせを行った上で、村を立ち退くことをいう。幕府は、鎌倉幕府以来の伝統を継承し、年貢を全納した上での逃散を認めていたが、寛保元年（1741）の公事方御定書<sup>くじかたおきだめがき</sup>で禁止の対象とし、頭取を死罪にするなどの処罰規定を定めている。

明和7年高札が出された背景として、幕領・私領（大名領や旗本領など）を問わず各地で年貢・諸負担をめぐる百姓の異議申し立てが頻発する状況があった。幕府政治の中枢である幕閣（当時側用人であった田沼意次も入っている）が勘定奉行に宛てた指令が、いくつも残っているが、それを読むと、当時の時代背景が読みとれる（『御触書天明集成』より）。

まず、明和2年（1765）に、幕領の百姓が支配の代官所をとびこえて、幕府の勘定所に訴訟をすること（駆込訴という）が頻繁に起きているが、「百姓たちが自然とその支配の代官を恐れなくなり、軽々しく思うようになるので」、今後はそうした訴訟を受け付けないようにと勘定奉行に指令を出している（『御触書天明集成』、1879号）。

明和6年（1769）2月には、上方や遠国の百姓らの強訴が頻繁に起きており、強訴の上、村役人や遺恨に思うものの居宅などを打ちこわし、その上で訴状を出すものが多くなっている。これまではそれを穏便に鎮めようとしてきたが、「百姓どもがさつに」なり、「狼藉不法」を働くものが出てきた。「百姓を憐れむのは当然のことだけど、徒党・強訴に及ぶものを手弱く取り扱っては、他地域の百姓らもそれも見習うようになってしまう」として、今後は幕府領でそういった騒動が起きたときには、「最寄りの領主より軍勢を派遣してもらい」「手強く捕縛できるように」と勘定奉行に指令を出し、この旨を各地の代官に伝えるよ

うにと申し渡している（同、3043号）。この際に鉄砲の使用を許可しているのであるが、実は、この年の1月に幕閣が勘定奉行に出した指令では、「飛道具を用いてはいけない」と一旦は述べている（同、3041号）。ところが2月になると、先月「飛道具の使用を禁止するようにと言ったが、今も騒動に及んでいる場所があるので、これを鎮めるために飛道具を用いても苦しくない」とその使用を許可しているのである（注3）。騒動が鎮まらず各地に広がっているという危機感から、幕府は、飛道具使用の禁止から許可へと大きな方針転換をしたのである。

大原騒動に話を戻せば、安永2年（1773）、再度、百姓が徒党・強訴したときに、大原代官は明和6年2月の幕閣の指令に肅々と従って、最寄りの郡上藩に軍勢の派遣を要請している。さらに高山に出張った郡上藩兵は、水無神社<sup>みなし</sup>に立てこもった百姓に鉄砲を乱射し、死者を出すに至っているのである。

なお、安永騒動に際して、百姓は老中松平武元に駕籠訴を行っている。保坂智氏が明らかにしたように、本来、駕籠訴をした人は簡単な取り調べを受け、所定の役所へ出訴するように申し渡されて釈放されることが多かった（注4）。だが『夢物語』には、出訴人は死罪に処せられたと叙述している。厳密にいうと、駕籠訴をしたから処刑されたのではなく、「徒党強訴の頭取」だとして処刑されたというべきであろう。

## 5. 大原彦四郎という人物

大原代官はどのような人物だったのか。大原彦四郎（享保5（1720）？～天明元（1781））の経歴を見ると（『寛政重修諸家譜』）、彦四郎は祖父の代から幕臣となった幕府の下級役人である。20代半ばで勘定所に入り、大坂の御蔵奉行、勘定所の組頭、日光東照宮の百五十年忌の法要の役人を歴任し、京大坂では「新田の検地」を取り仕切ったという。そして、明和3年、40代半ばで高山代官に着任した。

勘定所とは徳川吉宗の時代に拡充された役所で、

幕府の財政から地域支配まで全般を扱い、財政赤字が続かなかでいかにして幕府の収入を増やすかという大きな課題に挑んだ役所であった。藤田覚氏が述べているように、勘定所には、下級役人から勘定奉行になった人が数多くいて（川路聖謨の場合には幕臣でさえ無かった）、能力次第で出世することができる役所であった（注5）。それに対し、大原彦四郎は結局、飛騨代官（のちに飛騨郡代）どまりで、蔵米200俵ほどの下級役人で生涯を終えている。彦四郎がやったことをふりかえってみると、検地をして年貢を増やそうとしたりして、まさに勘定所の方針に則って行動している。騒動が起きたときにも、先に見たように、明和期の幕閣が打ち出した指令をそのまま導入して強圧的にそれを鎮めようとしている。融通のきかない生真面目な男なのであろう。

代官として赴任する際に肝腎なことは、まずは領民に信頼されることである。ところが彦四郎は赴任早々、百姓らに不信感を抱かせる行動を次々と取ったという。百姓一揆物語『夢物語』には不信感が渦巻くさまが描かれている。それを決定的にしたのが、百姓に言い放った「虚言方便も世の宝」という言葉である。大原彦四郎は、俳諧の造詣が深く、高山に俳壇（水音社）を作った人物であり、諧謔（ユーモア、しゃれ）としてこの言葉を述べたのかも知れないが、とすれば空気が読めない人だったといえよう。

## 6. 寛政という時代

父彦四郎の後を継いで飛騨郡代に就任した大原亀五郎の政治に不満を持った百姓は、老中松平定信の屋敷の前に捨訴を行った。明和騒動の始まりである。『夢物語』によれば、定信は幕領等の政治を視察する巡見使を派遣する。飛騨高山に入った幕府巡見使が、大沼村忠次郎を呼び出して、その願いを聞き届け、大原亀五郎は流罪となり、百姓側は勝利をおさめたという。

『夢物語』には、忠次郎が、能登・越中を巡見している巡見使を訪ね願書を提出しようとした場面が描写されている。巡見使は、「他国で願書を

提出すれば、無断で国を越えた罪になってしまうので、飛騨国を通行したときに提出するように」と忠次郎に伝えて帰郷させたというのである。先にも述べたように、この忠次郎が書写した『夢物語』が現存していることから、忠次郎が『夢物語』の作者だといわれてきた。その当否はともかくとして、定信政権の登場により、ようやくにして飛騨の地に仁政が回復したことを述べて『夢物語』は締めくくられていることを確認しておきたい。

## 7. 大原騒動の幕府への影響

大原騒動は、幕府にいかなる影響を与えたのか。二つのことを指摘したい。一つには、幕府は、安永6年(1777)年9月に日本全国に強訴・徒党・逃散の禁令を改めて触れ出している(『御触書天明集成』, 3020号)。そこでは、願いがあれば、村役人をもって訴訟させれば良いのであって、また、代官が不正を行っていれば勘定奉行等に訴訟すれば良いのに、徒党・強訴をする連中があとをたたない。徒党・強訴すれば、頭取は首をはねられ先祖から伝えられた家をつぶし妻子を路頭に迷わすのだとして、その一事例として飛騨の安永騒動を挙げているのである。そして村役人たちに、この御触れを写し高札場や名主宅前に貼って、「毎月小百姓に至るまでに読み聞かせるように」と諭しているのである。

もう一つは、大原代官をいわば反面教師にしたような名代官が日本各地で登場していることである。たとえば、早川正紀は、天明元年(1781)に尾花沢代官に就任し、その後、美作国久世、備中国笠岡、武蔵国久喜の代官を歴任している。庶民のための学校を作り、赤子の間引きを禁止したり、親孝行者を顕彰したり、産業を振興したりして、転任する際には引き留めの運動が起きるほどに百姓に慕われ、没後は顕彰するためにお墓まで建てられている。このような名代官が日本全国に出てきているのである。もちろん名代官といえども、百姓から税をとることは変わらないのだが、……百姓との接し方の違いにより、大原代官にもなり得るし、名代官にもなるのである。

## 結びにかえて

「大原騒動」を見た方から面白かったと言われた。百姓一揆を番組で取り上げることの現代的意義は大きいと思う。しかし、番組の映像VTRは、百姓一揆物語に全面的に依拠したもので、そのことを指摘した3の部分はカットされていた。

かつての百姓一揆研究は、百姓一揆物語に書かれていることを事実とみなしていた。それに対し私は、拙著において、多くの百姓一揆物語が同一の構造とパターン性を持っていることを指摘するとともに、それが領主と百姓の関係性の中で作られたものであることを主張した。一揆物語は重要な史料である。しかし、一揆物語に書かれていることを事実としてしまっただけでは、研究史を巻き戻すことになってしまうのではないか。そんな危惧を覚えたことを述べて、本稿を閉じたいと思う。

(注1) 保坂智『近世義民年表』吉川弘文館、2004年

(注2) 八嶽友広『闘いを記憶する百姓たち—江戸時代の裁判学習帳—』吉川弘文館、2017年、同「訴訟する実力」岩田浩太郎編『民衆運動史2』青木書店、1999年

(注3) 「明和6年2月〜」『三井文庫史料叢書大坂両替店「聞書」1』吉川弘文館、2011年

(注4) 保坂智『百姓一揆とその作法』吉川弘文館、2002年

(注5) 藤田覚『勘定奉行の江戸時代』ちくま新書、2018年